



相談しやすい、分かりやすい  
信頼と安心をお届けします

人事・労務に役立つ NEWS

## きりん通信 No.29

〒333-0831 埼玉県川口市石神 239-30  
TEL 048-452-4590 FAX 048-452-4509

e-mail [m.miyazawa@sr-kirin.jp](mailto:m.miyazawa@sr-kirin.jp)

URL <http://www.sr-kirin.jp/>

1  
2018

きりん 人事労務  
管理事務所

### 副業・兼業のガイドラインなどの案を示す(厚労省の柔軟な働き方に関する検討会)

平成29年11月に開催された「第4回柔軟な働き方に関する検討会(厚生労働省)」において、テレワークの適正な実施や副業・兼業の推進などに関するガイドラインの案が示されました。

それらのうち、特に注目を集めているのは“副業・兼業”の推進です。これについては、厚生労働省のモデル就業規則の改定の方向性も示されています。

どのような方向性が示されているのか、確認しておきましょう。

#### ■ 副業・兼業の推進に関するガイドライン骨子(案)

副業・兼業の推進の方向性については、次のように示されています。



労働者及び企業のそれぞれのメリットや留意点を踏まえると、自身の能力を一企業にとらわれずに幅広く発揮したいという希望を持つ労働者が、副業・兼業を行える環境を整備することが重要であり、長時間労働を招かないよう留意しつつ、以下の対応が必要である。

- ① 厚生労働省で示しているモデル就業規則の規定を、労務提供や会社の信用・評価に支障が生じる場合等以外は副業・兼業を認める方向で改めること
- ② 労働者と企業それぞれの留意点とその対応方法を示すこと
- ③ 労働者が副業・兼業を実現している好事例を共有していくこと

なお、長時間労働を招かないためには、副業・兼業時の就業時間の把握が不可欠ですが、その把握については、「企業が労働者の自己申告に基づいて就業時間を把握し、長時間労働の抑制や健康管理に努める」といった旨の方向性が示されています。

#### ■ モデル就業規則の改定の方向性(副業・兼業部分)

厚生労働省が各企業に向けて同省のホームページにおいて公表しているモデル就業規則について、労働者の遵守事項における副業・兼業に関する規定(「許可なく他の会社等の業務に従事しないこと」)を削除のうえ、以下の規定を新設してはどうかとされています。



##### 第〇条(副業・兼業)

- 1 労働者は、勤務時間外において、他の会社等の業務に従事することができる。
- 2 労働者は、前項の業務に従事するにあたっては、事前に、会社に所定の届出を行うものとする。
- 3 第1項の業務が、就業規則に規定する一定の事項(遵守事項の一部)に該当する場合には、会社は、これを禁止又は制限することができる。

政府は、人手不足への対応や働き方改革の切り札として、テレワークおよび副業・兼業を推進したい構えです。しかし、各企業の現場からみれば、いずれも、管理が難しい制度で簡単に導入できるものではありません。

検討会においても、有識者委員からさまざまな問題点が指摘されたようで、理想と現実とのギャップをどう埋めていくかが、今後の課題と言えそうです。今の法律では、時間外の割増賃金となるのは、1日のうち、後から働いた会社での賃金となります。**早朝に副業をする方がいた場合、日中の勤務の方で割増賃金となることに。**課題山盛りですね。

# トピックス 天皇陛下の退位日を閣議決定 平成 31(2019)年4月 30 日に御退位

政府は、平成 29 年 12 月 8 日、天皇陛下の退位日となる「天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行日」を定める政令を閣議決定しました。これにより、天皇陛下が御退位され、皇太子殿下が新天皇に御即位される日程が正式に決まりました。

## 天皇陛下の御退位、新天皇の御即位・改元の日程

- 天皇陛下の御退位……………平成 31 (2019) 年の4月 30 日
- 皇太子殿下の御即位……………その翌日の5月 1 日
- 改 元……………特段の事情がない限り、御即位に合わせて新元号へ

☆ 特段の事情がない限り、即位に合わせて元号が変わるということで、“平成”が幕を下ろすこととなります。この改元に向けては準備が必要ですね。

”昭和”から”平成”への改元時には、さほど問題になりませんでした。今や、コンピューターなどによる情報システムの利用が広く市民生活や企業活動に浸透した I T 社会。

”平成”から”新元号”への改元に当たっては、情報システムに影響を与えるのは明らかで、どの企業でも、P C ソフトの設定の変更などの対応を迫られることになります。

和暦の部分を変更すれば済むということであればよいのですが、それだけでは済まない問題が突然出てくるかもしれません。改元に向けて、ソフトウェアの更新などの情報システム関連のお知らせにも、注意しておいたほうがよさそうですね。

## ■ その他／各種保険料率などの改定

平成 30 年度の各種保険料率については、毎年見直される「①健康保険の保険料率」、「②雇用保険の保険料率」のほか、3年に一度の改定の年に該当する「③労災保険の保険料率」の改定が行われます（具体的な料率などは未定）。

また、人づくり革命の一環である幼児教育の無償化、待機児童の解消などの費用に充てるため、「④子ども・子育て拠出金」の引上げが行われる見込みです（企業全体で 3,000 億円程度の増額を検討）。④は引上げ、②③は引下げが検討されていますが、動向に注目です。



## お仕事 カレンダー 1月



1/10	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一括有期事業開始届の提出(建設業) 主な対象事業:概算保険料 160 万円未満で、かつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事</li> <li>●12 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付</li> </ul>
1/22	<ul style="list-style-type: none"> <li>●源泉所得税の特例納付(2017 年 7 月～12 月分)</li> </ul>
1/31	<ul style="list-style-type: none"> <li>●12 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付</li> <li>●労働保険料の納付(延納第 3 期分)</li> <li>●労働者私傷病報告書の提出(休業 4 日未満の 2017 年 10 月～12 月の労災事故について報告)</li> <li>●税務署へ法定調書(源泉徴収票・報酬等支払調書・配当・剰余金の分配支払調書・法定調書合計表)の提出</li> <li>●市区町村へ給与支払報告書の提出</li> <li>●2017 年 11 月決算法人の確定申告・2018 年 5 月決算法人の中間申告</li> <li>●2 月・5 月・8 月決算法人の消費税の中間申告</li> </ul>

◆偉人の名言◆～ジェームズ・アレン～1864-1912 イギリスの哲学者。著書に「原因と結果の法則」が有名。  
◆人は受け取ることからよりも、与えることからの方が、はるかに大きな喜びを手にすることが出来る◆

私ごとですが、正月には毎年書初め書き、毎日目にする場所に 1 年間掲げています。母となった時から続けていますが、今年で 16 枚目になります。

「動くべし」と書いた年の 5 月に社労士受験を始めました。「千里の道も一歩から」と書いた年は社労士登録に踏み切った年となりました。ジックリ考える年もあれば、スパッとひらめく年もあります。

「輝凜」(きりん)と書いた年は、労働局での勤めを辞めて、きりん事務所一筋になった年。千里の一歩を踏み出した年から今年でちょうど 10 年。少しも悩むことなく頭に浮かんだ文字は「感謝」

開業以来、「お役に立ちたい」の一心で今に至っています。うまく言えませんが、今こうしてこの仕事を続けていられることに、心から感謝の気持ちでいっぱいです。



小学生の頃習っていたお習字は大嫌いでした。字がお下手なところがご愛嬌(^\_^)